

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第284号

新潟労働者総合福祉センター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟労働者総合福祉センターの徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益財団法人新潟市開発公社

所在地 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟労働者総合福祉センター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和6年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで